

# 令和7年度 大阪府ESCO提案審査会(第2回) 議事要旨

## 1. 開会

- ・事務局より、本審査会について、資料②「会議の公開に関する指針」に基づき非公開で実施すること、及び資料③「大阪府ESCO提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告。

## 2. 議事

- ・(仮称) 第3期 ESCO アクションプラン策定について

(事務局)

- ・資料⑥に基づき、「(仮称) 第3期大阪府ESCOアクションプラン(案)の概要」の現時点までの修正内容について説明するとともに、資料⑦に基づき次期計画である「(仮称) 第3期大阪府ESCOアクションプラン(案)」の修正内容について説明。

(委員)

- ・設備更新型 ESCO 事業について、前向きな表現に修正されたが府内部で議論ができたということか。また、シェアードの場合は光熱水費の削減幅で工事費が収まらないから設備更新型 ESCO を活用するということか。

(事務局)

- ・そのとおり。空調更新などで光熱水費の削減幅では工事費が収まらない場合に活用する。事前に工事費を府で用意する必要があり、財務部局とも調整して今回こういった表現に修正している。

(委員)

- ・市町村 ESCO 会議には、どの市町村が参加するのか。ESCO 事業を実施した市町村だけか。

(事務局)

- ・府内 43 市町村の営繕部局及び環境部局の全てに対して任意で参加を募っており、現地見学会を含めた現地参加型に加え WEB 参加型でも、参加が可能としている。

(委員)

- ・設備更新型 ESCO 事業の対象となりそうな、中央熱源方式の空調機がある施設は、どの程度あるか。また、学校の空調機は個別分散型か。

(事務局)

- ・中央熱源方式の施設がどれだけあるかの資料は、無いが、前アクションプランでも 4 施設の事業を実施している。また、府の施設を考えると、概ね 1 年か 2 年に 1 施設程度の対象候補が出てくると考えている。なお、学校は個別分散型であるが、今年度の公募でもあったように部分的には設備更新型 ESCO 事業として個別空調を対象としている。

## 3. 閉会

以上